

第八管区海上保安本部公示第29号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年6月5日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 中国地方整備局 境港湾・空港整備事務所

住所 鳥取県境港市昭和町9

名称 第八管区海上保安本部

住所 京都府舞鶴市字下福井901

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 浜田港（別添付図参照）

期間 令和8年6月3日から令和8年6月30日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

スワス音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する

